

西尾市屋外体育施設使用料 ①

施設名		区分	単位	金額
西尾市善明市民運動広場	野球場	全面	1時間	250円
	ソフトボール場	全面	1時間	170円
	アーチェリー場	全面	1時間	100円
	テニスコート	1面	1時間	180円
西尾市室市民運動広場	ゲートボール場	1面	1時間	100円
西尾市吉良テニスコート場		1面	1時間	180円
		板打	1時間	100円
西尾市寺部野球場		全面	1時間	340円
西尾市緑ヶ崎野球場		全面	1時間	340円
西尾市寺部ソフトボール場		全面	1時間	170円
西尾市ふるさと公園グラウンド		全面	1時間	170円
西尾市浜ノ山グラウンド	A	全面	1時間	170円
	B	全面	1時間	100円
西尾市松原グラウンド・ゴルフ場		全面	1時間	100円
西尾市臨海公園テニスコート		1面	1時間	180円
西尾市幡豆ふれあいテニスコート		1面	1時間	180円
		板打	1時間	100円
西尾市善明市民運動広場 照明設備	アーチェリー場	全面	1時間	410円
			30分増すごとに	200円
	テニスコート	1面	1時間	410円
			30分増すごとに	200円
西尾市室市民運動広場照明設備		1面	1時間	40円
			30分増すごとに	20円
西尾市吉良テニスコート場照明設備		1面	1時間	410円
			30分増すごとに	200円
西尾市臨海公園テニスコート照明設備		1面	1時間	410円
			30分増すごとに	200円
西尾市幡豆ふれあいテニスコート照明設備		1面	1時間	410円
			30分増すごとに	200円

備考

- 1 西尾市善明市民運動広場（アーチェリー場、テニスコート）、西尾市室市民運動広場、西尾市吉良テニスコート場、西尾市臨海公園テニスコート及び西尾市幡豆ふれあいテニスコートの利用時間は、午前9時から午後9時までとし、毎正時から1時間を単位とする。
- 2 西尾市善明市民運動広場（野球場、ソフトボール場）の利用時間は、午前9時から午後5時までとし、毎正時から1時間を単位とする。
- 3 西尾市寺部野球場、西尾市緑ヶ崎野球場、西尾市寺部ソフトボール場、西尾市ふるさと公園グラウンド、西尾市浜ノ山グラウンド及び西尾市松原グラウンド・ゴルフ場の利用時間は、午前6時から午後7時までとし、毎正時から1時間を単位とする。
- 4 アマチュアスポーツ以外の目的で屋外施設を利用する場合の使用料は、この表に定める額の4倍の額とする。
- 5 営利宣伝目的で屋外施設を利用する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 6 入場料又はこれに類するものを徴収して屋外施設を利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 7 利用時間の単位に含まれない時間について、許可を受けて利用する場合の使用料は、当該利用時間に含まれない連続する時間の1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）ごとに、この表に定める額とする。ただし、夜間の延長は許可しない。
- 8 単位の「30分増すごとに」の30分は、10分未満は切り捨て、10分以上は30分とする。
- 9 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 10 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てる。
- 11 前各項の規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの倍率を乗じて計算する。